

秋田市告示第123号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定し、変更し、および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年3月26日

秋田市長 沼谷 純

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
こどもとおとなのなか じまクリニック	秋田市土崎港北二丁目17番17号	令和8年1月1日
向島医院	秋田市土崎港中央三丁目5番10号	令和8年2月1日
ほの花調剤薬局いずみ店	秋田市泉北三丁目17番17号	令和8年1月1日

2 変更

事業所名称		変更年月日
旧	訪問看護事業所エール秋田	令和8年2月1日
新	ネコロボ訪問看護秋田店	

3 廃止

事業所名称	廃止年月日
七海医院	令和8年1月22日
こどもとおとなのなか じまクリニック	令和7年12月31日
ほの花調剤薬局いずみ 店	令和7年12月31日